

## 大口町土地改良事業補助金交付要綱

大口町土地改良事業補助金交付要綱（昭和59年大口町告示第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 土地改良事業補助金（以下「補助金」という。）は、農業生産基盤の整備及び開発を図り、生産性の高い農業の育成と高福祉農村の建設を目的とし、土地改良事業にかかる経費について、予算の範囲内において土地改良区等（以下「補助事業者」という。）に交付するものとし、その交付に関しては、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 前条に規定する経費は、土地改良事業計画として認可を受けて施行する土地改良事業に要する経費並びに換地処分及びそれに付随する経費とし、その補助率は94.5%以内とする。

（交付申請）

第3条 補助事業者は、規則第5条の規定に基づく補助金の交付申請をしようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）に必要な事項を記載して町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第4条 町長は、前条の交付申請があったときは、当該申請の内容が適正であることを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第5条 補助事業者は、補助金交付決定にかかる事業を次の各号に定める変更又は中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、変更等の

理由、事業の内容、事業に要する経費その他必要な事項を、変更等の前後が比較できるように記載した補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3）を町長に提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付決定額に影響のある対象事業費の増減
- (2) 工種別の事業量の30%を超える変更
- (3) 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の流用
- (4) 工種の追加、変更等

2 町長は、前項の申請を承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは規則第10条の規定に基づき、完了の日から起算して14日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けるときは、補助金請求書（様式第5）に当該補助事業の補助金交付決定通知書の写しを添付し、町長に提出しなければならない。

（調査等）

第8条 町長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（その他必要事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成14年11月27日 大口町告示第99号）

この要綱は、告示の日から施行する。